

風土の刑事学的意義

椿 幸 雄

- 一 序
- 二 犯罪現象の認識と自然的環境
- 三 刑事学における風土性と歴史性
- 四 結

一 序

刑事学が、犯罪の外因的原因としてとりあげ、考察の対象とする自然的環境は、従来、それを構成する各要素に解析せられて、それらが、個別に、犯罪現象に如何なる影響を及ぼすかという視座から、原因論的研究が試みられてきたのである。また、右の考察方法もさることながら、概ね、犯罪現象の大量的観察が、時間差あるいは地域差のいづれかに視点がおかれて、質量についての統計的・実証的な考察とそれを基礎とした原因論的な研究がなされることが通

例であつたといえよう。これとは異なり両者を統一した刑事学の方法論の確立が、可能ではなかろうか。このような問題意識から、本稿はその序説的考察を試みるものである。

まず第一の問題点については、従来の刑事学の成果を決して無視するものではないが、個々に解析されていた自然的環境の各要素を収斂して、これを、刑事学上の風土なる統一的な概念の下で全体的な考察をすることを主張したい。風土は、刑事学以外の分野では、相当の問題意識がもたれて研究・思考の対象とされているが、刑事学上は、何故か余りにも閑却視されすぎてきたようにおもわれる。しかしながら、風土の刑事学的意義の究明にあたり、ただ、それを自然現象として観照し、人間及び人間生活に影響を与えるという思考に止まる限り、現在までの刑事学が確立した方法と何ら差異はないのであり、ここでは、独自の考察が展開されなければならない。

第二の問題点は、風土を刑事学の基底に位置づけることにより解決されると考える。第一に、静態的・平面的な空間性（地域差）は、風土性として実体を附与される。第一に、犯罪現象の時間性（時間差）の究明を強調してきた従来の刑事学を、歴史性に底盤されたそれに高めうる。さらに、歴史性は、常に風土性の上に存立するが故に、両者の分離はなされず、相即相入の関係の下で犯罪原因論の展開が可能となる。歴史性は、社会的諸要因を当然に重視することになるであろうが、これに、原因または条件を与え、その生成を規定する基礎的なものとして、風土の有する意義を無視し得ないのである。この方法により、歴史性と風土性の座標の上で、犯罪原因の従前とは異なった新しい角度からの解説が可能となるであろう。

のみならず、風土に、刑事学上、独自の地位を付与することにより、国民性または民族性と犯罪との問題を解説す

るにあたって示唆に富む方法論がとりうるのではないかとも考へる。

二 犯罪現象の認識と自然的環境

自然的環境を刑事学との関連で認識する諸説は、これを、天候・気候・土地・風景の諸要素に解析して、それらを犯罪原因論的課題となってきた点は、既に指摘したとおりである。右の諸要素のうち、天候に関しては、刑事学上若干の分析がなされているが、^(一)風景については、犯罪に対する影響は、拒否的なものとみるかあるいは全くこれを論議の対象としないのが学説の趨勢である。^(二)右のうち気候とりわけ季節と犯罪との関連が中心的な考察の対象となつていること次にみる如くである。また、土地については、犯罪の地域差として、時間と空間とを特定した範囲内における犯罪現象を、質量的に解説しようとする研究方向がとられているのである。エクスナーは、土地、風景について、犯罪に対する影響はこれを認めるも、余り明白でないとし『もし、都市と農村における犯罪の種類と件数が本質的に差異を示しているとすれば、これは、特別の場合には、風景の心的な直接影響と関係があるが、しかし、實際はそれもまた、土地と風景によって制約されている他の環境事情と関係を有する』と論ずる。^(三)

なお、これらの自然的環境は、『各年別の全国的の犯罪現象についての研究のためには、台風、異常な気候、地震ののような異常な現象のみが意義を有する』とする主張も存するが、突発的なものは、環境事件とし、環境状態とこれを区別すべきであろう。風土は、まさに環境状態であり、これは、漸次、流動し、変化してゆくが、環境条件の直接

の効果が、短期間であるのとは異なると考える。^(五)

犯罪現象に鋭敏に反映するといわれてきた気候との関連について、かつて、島判事は、『気候が人の精神及び身体に著しい影響を及ぼすことは一般生物に対する場合と同様である。殊に心身に欠陥を有する者はその影響を蒙ることが甚だしい。その神経質者又は神経衰弱者が春から夏にかけて気候の影響を蒙って病状増悪し又精神病者もその頃に興奮状態を呈することの多いのは日常人の経験する所である。犯罪も亦心身に欠陥を有する者の行為なることが多いのであるから、気候の影響を蒙ることが著しいのである。ただ、気候の変化は犯罪の一原因を為す場合に於ても犯罪の他の原因と錯綜することが通常である所からこれを分離して観察することが困難なのである』^(六)とされながらも、気候と犯罪との関係を知るために、第一に地方的気候（熱き地方・寒き地方の気象）第二に一地方の春夏秋冬（季節に伴う気候）そして、第三に一時的気象（地方のある時期における寒暖風雨晴曇等の変化と犯罪発現の状態）に三分して考察することを提倡したのであつた。^(七)

しかしながら、概ね、右のうち、学説は、第一の季節と犯罪との関係に論点を集約して論証するのが通常であるといえる。以下、この点についての学説を考察することとしよう。

季節と犯罪との関係をわが国について本格的に究明されたのは小野清一郎博士がはじめてである。博士は、次に掲げる諸事実をこの研究で証明されたのであつた。すなわち傷害罪は、夏季に於て最も多く、冬季に最も少い。猥褻・姦淫も同様の傾向を有する。殺人は、春季・夏季に多く、秋季において著しく減少するが、冬季は、また、稍多い。

しかも、冬季に比較的多いのは『気候の厳寒は人をして思慮の余裕を乏しからしめ、情操を短慮、頑固、冷酷ならし

める』^(八)からだとされる。住居侵入は、傷害と同じ傾向を有するが、これは戸締りと関係をもつと指摘して、右の各罪と公務妨害は、一般に夏に多く、しかも傷害、殺人が、八月に頂点に達するばかりでなく、強姦、幼女姦淫などの風俗犯も、ドイツの七月に対して八月に頂点をもつ^(九)、とされたのである。このことは、ドイツにおいては、平均温度は、七月が最高であるのに対して、わが国は八月が最高であり『温度と性欲犯罪との間に於ける密接な関係を暗示するようである』^(一〇)と説かれた。また、強姦、幼女姦淫は、六月において一時その数を減じることにつき、博士は、この理由を『六月が我が邦では梅雨の候であつて、湿度高く、雨多きに原因するものと考える』とされ、『強姦罪が三月に於て一時減少し、幼女姦淫罪が三月及び四月に於て一層著しく減少していることも、恐らくは冬季の間殊に日本の中部以南に於て一般に乾燥するに反し、春季に至り屢々降雨（所謂春雨）を見るに至るためではなかろうか』と考察される^(一一)。そして、公然猥褻の罪は、強姦罪と全く趣を異にしてゐるとされ、これは五月に最も高く、風俗犯が一般に早く多くのなる傾向を暗示されたのである。

宮内教授は、『自然的環境は、天候・気候・土地・風景の四つの要素から構成されている』^(一二)とし、『一般に、これらの要素が、当該地方の住民の生活すなわち文化・経済・慣習に影響をあたえることについては、多言を要しない。同様に住民の犯罪性に対しても、直接・間接になんらかの影響をあたえるものであることに於いても、疑う余地はない』^(一三)と論定された。もつとも、前示、指摘の如く、右の四要素のうち、土地と風景が犯罪性に対しても直接的影響については、明白にこれをとらえることは困難であるとし、さらに天候と気候についても、間接的な作用の方がより重要な問題を有することは推測しうるが、直接的影響もまた問題たりうるとされる。そして気候と犯罪との関係は、

気候の諸状態と犯罪運動との関係としてとらえられるのであるが、これについて場所的に見た気候の差異と犯罪運動との関係および時間的に見たそれの二方法を指摘される。^(一五)

教授による、場所的にみた方法は、古典的刑事学が好んで採用したところであるが、地域的な緯度が異なるに応じて、犯罪の量と質が顕著な差異を指示する事実が存したとしても、これを単純に気候の地域差に還元することは正当ではなく、その地方の産業経済構造あるいは住民の性格・風俗・習慣等複雑な要素がある、とされる。

これに対し、時間的差異の問題は、刑事学的に意味を有するとされる。すなわち、第一に天候については、暑熱、湿度、風等が人間の神経系統したがってその態度に影響を与えることは明白であり、犯罪に対しても作用を及ぼすこと同様である、とし、例えば、一般に天候的な易戦性は、侮辱・傷害・反抗などの犯罪に作用し、暑氣などにより生じた心理状態が、自動車運転者の過失を惹起し、また、フェーン現象は、適度の性欲を通常の抑制をのりこえるような欲望に高め、そして、気温の上昇と気圧の低下する現象と犯罪の増大は平行し、あるいは好天気とすり、乾燥と失火などの関係がみとめられるとする。^(一六) 第二に、気候と犯罪との関係について、春・夏・秋・冬といった季節の変動が年間を通じた犯罪の増減に明白に作用することを主張されたのである。

宮内教授は、さらに、かかる季節の規則的变化と犯罪運動の規則的变化の説明の仮説として、次の二点をあげる。すなわち、第一は、季節変動に伴う自然の変化によって直接影響される場合。とくに光の状態、温度の状態の変化。また、第二は、季節の変化に依存する人間の共同生活における社会的変化により、直接的に影響される場合。例えば、年末の経済的事情。そして、第三は、人間の内部における生理的周期性が、季節の変化と平行して心理的・生理

的に人間の態度に影響する場合。例えば、欲望の周期性がこれである、とする。^(一七) さらに、右の仮説のうち、第一、第二は純粹に外的事情に属するが、第三の仮説は、内的なものすなわち人間の有機体の本性に関する問題であるが、原則的には、第一、第二の仮説は暴力犯罪を説明するのに適用せられ、第三の仮説は、風俗犯罪を説明するのに用いられるが、財産犯罪については、第一の仮説が妥当する、と説明される。^(一八) さらに、また『これは、あくまでも原則としての話であつて、現実には必ずしもこのような一面的な説明が許されない場合が多い。むしろ昔の刑事学は、一つの仮説（とくに光、温度）をもつて、全犯罪のリズムを説明しつくした誤りを犯したこととに注意せねばならぬ』^(一九) と批判されるのである。そして、『自然的環境が犯罪性に直接的影響をあたえるという、通説的事実は否定しえないにしても、たんにそれのみでは十分な説明がなしえないことも明らかである。天候あるいは気候（季節）などが、人間の精神を制約する事実は疑われないが、同時にそれは多くの犯罪促進的条件であり、他の社会的・生理的諸条件とのからみあいにおいてのみ、犯罪原因論は役割を果すのである』『したがつてわれわれは、自然的環境が人間を心的、身体的にゆりうごかす作用をみとめつゝも、それが犯罪という社会的態度とあらわれるには、さまざまな社会的諸条件が前提となることを注意せねばならぬ』^(二〇) と結語される。

安平博士は、『寒い季節の犯罪には、知能的なものが多く、暑いときには激情的なものが多い。例えば傷害罪、暴行罪などは暑い八月や九月に多い。また八、九月には台風が発生し易く、このような時期には南の方から温度の高い、湿氣を多分に有つた空気が入り込むので、むし暑く、気分が、しゃくなつを感じ、これが犯罪の誘因となることが多い』^(二一) とし、『七月から九月にかけて強姦罪猥褻罪などが多い。これは相互接觸の機会に恵まれること、服装など

の関係にもよるのであるが、しかし暑さが肉体的、心理的に及ぼす影響の大なるものあることは否み難い』⁽¹¹¹⁾と説明されるのである。

また、夏季とりわけ八月に犯罪が頂点に達することについて、吉益博士は説いていわく。『暑い気候の影響で人間の情動興奮の亢進するためであると考えられる。勿論気候の影響が重要な原因で犯罪が惹起されると云うのではなく、直接の原因は他にあるが、暑い気候と云うものが、之等の犯罪に起り易い条件を提供するものと考えられるのである』⁽¹¹²⁾と。

また、『これは暑い気候のため、人間の情動興奮が亢進し、抑制機能が低下するという生理的神経的理由に基づくものとされる。さらに夏季の「戸外生活」は他人との接触の機会が多く仕事の緊張度が低くなっているので、精神的弛緩と身体的疲労とが、些細なきつかけで物理力の発散を迫るからである』⁽¹¹³⁾と説かれるのは、前田教授である。教授は、冬季に増加する犯罪について考察を加えたるのち、さらに『季節と犯罪との関係は、漠然として確証的ではなく、社会的文化的事情に依存することの方がより確かとなつた。この種の物理的自然と犯罪との関係は、その他気象(湿度・晴曇・風速など)や、時刻(中略)などについても研究されたが、これら物理的自然の条件は直接影響性を持たず、個人の生理的・経済的条件に便乗し、間接に犯罪を決定する役割を果たすに過ぎないことが理解されたのである』⁽¹¹⁴⁾と結論されるのである。

ドイツにおけるこの問題の情況について、アシャッフェンブルグは、次のように指摘した。すなわち『犯罪の頻度が季節と顯著な相関関係に立つことを観察するに当つて、吾々は早くも原因論の錯綜の真唯中に導かれるのであり、

この八幡の藪知らずを抜け出すことは用意周到な手探しによつてのみ可能であるのである。夏と冬との犯行数の差異は何れの国に於ても明白に現われる所であり、従つて其は一定の法則に従つて発生するものでなければならぬ。然しそれらこの注目すべき現象は久しい以前から多大の興味を唆つていたにも拘らず、この季節的波動の奥底の原因に関する知識は些か頼りない状態にあるのであり、尚、未だ臆測の域を脱していいのである』⁽¹¹⁵⁾とし、さらにいう、暴力的な風俗犯罪の増加は三月にはじまり、急激に上昇して七月に最高点に達し、それからは再び急速に低減し、一〇月以降三月迄は常に著しい減少を示し、平均以下にある。公然猥褻罪も、全く類似の曲線を描くが、ただ、異なるのは、本罪では六月において早くも最高頂点に達する点であり、両罪とも高低の差異はきわめて大である、と。

また、風俗犯も、一般に夏に多いが、粗暴犯よりは一般に、一、二ヶ月早く頂点に達して早く減少はじめる傾向があることについて、アシャッフェンブルグは、情動興奮が単純に気温に影響されることだけでは説明できないとし『別して性的興奮性は春季に於て異常な亢進を蒙むり、夏季に入ると共に減弱するのであって、何人もこの例にもれないでのある。この現象は吾々にとっては主觀的には全く意識されていないか又は僅かに気配を感じるに止まるものである。かくして吾々は知識の程度とか、実行方法に現われる粗暴性とか一般的な犯罪傾向とかいうような、個々の犯行自体から認識しうる所のものとは異なつた、より深い奥底に横たわっている原因乃至基礎を洞察しうるに至るものである』⁽¹¹⁶⁾と説き、生物に内在する周期的現象によつて解明しようと意図したのである。

メッガーは説いていう。『社会学的犯罪観は、まず第一に、犯罪を犯罪者に作用する外的環境因子(außere Milieufaktoren)から説明しようとする(所謂環境説)。犯罪者を取りかこみ、包含するところの共同生活の影響

が前面に立つ。これは、その意味で主として人間同士のとりわけ犯罪の経済的な因子を顧慮する。広い意味では社会的・生活の範囲内で効果を及ぼすところの他の外因性の犯罪因子もこれに属する。「社会」はその原子である「個」の上に強烈にそびえ立つ。環境 (Umwelt) すなわち Milieu は、いわば決定的な法廷 (Instanz) となる^(二九)と。そして『まず第一に、犯罪がなされ、影響されるところの環境は「自然の」環境条件によって決定せられる。その影響は、勿論しばしばその自然の環境条件が一方で犯罪に影響する社会的条件を形成する範囲において狭義の社会学的なものとなる』^(三〇)として『ゲーリングは、熱帯気候における暴力犯（中略）を指示している。これに反して、季節の影響は、しばしば、とりわけ犯罪統計学的にも調査されている。アシャッフェンブルグは、これについて豊富な数と表の資料を提供している。風俗犯が、六月と七月に頂上に達する^(三一)とに注目すべきである。身体傷害、侮辱なども八月に頂点を有して同様な曲線を示す。これに反して、財産犯は全く逆に冬に於いて上升する (Stat. des Deutschen Reiches. N. F. Bd. 83. II. S.52 für 1894)。エクスナーも、ドイツ、フランス、イギリス、デンマーク、レッドランクトの図表を有する犯罪の季節的経過についての詳論において人身と財産に対する大きな二つの犯罪形態における全く反対の季節的動搖を指示している』^(三二)と論ずるのである。

次に、エクスナーの所説をみるとしよう。彼は、気象と気候について説いていわく『……ももちろん有罪性への間接的な作用は、重要であることが推察される。暑い気候の時に、ビール消費量が増加し、これは、暴力犯罪を増加させるなどがそれである。しかし、それにもまた、直接的な作用が働きかけるであろう。それを吟味するには、ある前置きを必要とする。もし、犯罪性に対する気候の重要性について論争するならば、人々はそういう風に見

がちになるので、気候の上で相違している事情の下における犯罪動向を観察することとなる。その際に——いつもそうとは限らないが——それぞれ異なった気候の地域における犯罪性が指示している場所的差異は、気候的に変化する事情の下で同一地域について観察される時間的偏差とは関係がない^(三三)とし、第一に、同大陸、同一国の異なる緯度のそれぞれの地方で、犯罪的な見地からみて非常に相違している事実を容認するが、気候との相違に帰することに疑問を提示する。すなわち『その場合よしんば、その気象状態と同時にその国民の有罪性とが最も特徴的な偏倚を示しているとしても、多くの相違した国々の比較をすべきではない』^(三四)とし、発見された犯罪性の差異を簡単に気象の故にしては、比較された国、国民、その他の差異を看過することになる、と主張する。

第一に、『ある特定の地域内で、又ある特定の国民的統一体の内部で、たまたま現われた気候上の変動が犯罪性に影響するかどうか』^(三四)は、別箇の問題であるとし、気象の変化をとりあげ『犯罪的な状況』への影響の可能性を指摘する。ついで、季節と犯罪との関係について、エクスナーは『……の関係はどのような性質のものであり、又どの程度の依存性について語り得るかということは未解決の問題である』^(三五)として、『（一）有罪性は、それぞれの季節がもたらす、自然における諸変化によって直接的に影響される。その場合、とりわけ、光と温度の状態の発露が考えうる。あるいは（二）有罪性の動向は、それはそれで又季節の変化に依存している人間の共同生活における社会的な諸変化によって直接に影響される』^(三六)とし、第三に人間の生理的周期性を挙げるのである。

しかしながら、エクスナーの次の主張に注目すべきであろう。すなわち『犯罪の病源学において、たとえば季節の……』とき自然的環境要素を犯罪原因に數え挙げることは通例である。だが、これは誤解に外ならない。もし、犯罪に対

して直接の関連が与えられているとするならば、犯罪原因について語るという意味をもつてゐるだけである。しかし、この観点においては、それぞれの観察の結果は極めて不毛である。敏感な人格において、特殊の気象状態である種の法律違反などを解決することができることとはまず最初に認容せられるべきである。しかし、全体现象としての犯罪に対する意義は認められない。温度と光は、個々の場合には一役演ずることができることはいえ、以上のことは温度と光の変化についてもいえる。直接的な意義についていうならばむしろ、人間的な共同生活の季節的な変化である。しかし、それが、ここで検討した犯罪変動にみちびくような社会学的な変化であるならば、それはそれだけであって、その自然的な環境事実は検索された犯罪原因ではないのである。風俗犯の特異な年間曲線の解説のためには、季節的な変遷を伴う各個々人における生理学的なリズムが問題になる。ともあれ、説明の根拠は、一部は一般的には環境には属せず又一部は自然的環境にも属さないという事実の中に存した。いずれにせよ気候に「犯罪」の原因を認めることは誤りである。しかし、刑事学者は、犯罪動向の直接条件をもっぱら顧慮してはいけない。むしろ、内的及び外的生活の、犯罪促進的諸変化が、季節あるいはその他の自然的環境の変遷に依存している限りにおいては、この関連性もまた刑事学的に重要な「国民の環境」の領域に属するのである^(三七)。

アメリカの刑事学者ザザランドは、明白に自然と犯罪との関係を拒否する。すなわち第一に『自然的条件と犯罪率との間の相関は、せいぜいわずかなものであり、場合によつてはわずかな相関すらも実証されていない。概して多くの例外が見出され、例えば人身犯の多くは夏季に最高率を示すけれども、嬰児殺は冬に最も多い。第二に、これらの自然的条件は人間生活の環境を規定し、それ故また人々の間の接触を容易にし、あるいは困難ならしめる。この意味^(三八)では犯罪行動の機会と関連するかも知れない。例えば人身犯が夏季に多くなることは、多分この季節には人々の間の接觸が多くなることによるものである^(三九)』とし『犯罪行動を導きやすい態度ないし価値觀が自然的条件の変化によつて変化させられる、というようなことは、なんら実証されていない』とする。そして、自然的条件は犯罪を生み出す直接受の力であることは実証され得ず、社会的相互作用に影響する限度でのみ犯罪原因たりうると主張する。^(四〇)

右に論じた季節的な犯罪のリズムについて、リズムの変動にさらざれるのは、主として機会犯であり、職業犯や慣習犯は、これを拒否するのであるとし、さらに、経済の発達によつて、人間生活が豊かになるにしたがつて、自然的影響を受けることが、除々に、少なくなり、この問題にも変化がくるであろう^(四一)、との指摘が存する点に注意しなければならない。

さらに、また、自然的要因は、人間の欲望あるいは活動力を強化もしくは弱化するのみであつて、人間の行為を特に犯罪的方向にむけるものとは認め得ない。人間の活動が増加したと同じ割合で犯罪が増加したのであるならば、相対的には、何等犯罪の増加は存しない。そこには特殊の犯罪原因が作用しているとは認められない。夏季には犯罪が多いことと夏季に性欲が強くなることとの間に何等かの関連があるとしても、性欲そのものは、人間の当然の本能であつて何等犯罪的なものではない。それが犯罪的方向に趣くか否かは、他の個人的および社会的条件によって決定せられるのである、とし、『自然的要因は犯罪と必然的連関を有するものでないことは甚だ明である。而も自然的要因は現在の所人力によつては殆んど動かし得ざるものである。それ故に我々は自然的要因なるものは特に犯罪の原因として認むべきではないのである』とする立場も存する。^(四二)

結論的にいへば『環境条件が犯罪におよぼす作用力は、決して单一なものではなく、他のいろいろな作用力の複合的なかたちで影響している。たとえば、季節と犯罪との関係をみても、決して単純な因果関係によるものでない』ことがわかる』ただ『暴力犯が春や秋の四月に小さな山をもつてゐるのと、性犯罪のうちでも強姦が八、九月に多く猥褻が初夏の六月に多いのが注目される。これに対し、財産犯は、まったく違つた経過をとつてゐる。』のような季節的変動が、単に気温や日照時間などの自然的影響だけによるものではなく、他の社会的、経済的な要因や、人間の生物学的な生理などとも関連しあつて、特有の曲線を描いていふ』^(註1)といふ『うまでもない』との見解を、一応、容認すべきである。

- (1) 例えは、石井俊瑞『気象と感情性犯罪』心理学研究一巻(昭和1年)、同『犯罪地理に関する考察』同四巻(昭和四年)。
(2) 風景または景観は、刑事学においては拒否的である。しかし、文学の分野においては究明されている。文献として、久松藩一『日本文学・風土と構成』、高木市之助『景』文学昭和1年、同『文芸の風土的関連』文学昭和11年。これは『風景体験の中には多くの感覚的印象が主となり副となつて織り込まれていて、種々の情趣や情緒を醸し出す基となつてゐる』からであろう(長谷川貢『風土心理』三九八頁)。なお『平安文学の風土』国文学七巻九号、『中世文学の風土』同七巻一一号、『近代詩の風土』同七巻十四号、『大宰治における人間と風土』同八巻五号参照。

- (3) Exner, Kriminologie, 3. Aufl., 1949. S.5ff.
(4) 『わが国における犯罪現象の研究』法務総合研究所・研究部資料111・111頁。
(5) Vgl. Exner, a. a. O., S. 54.
(6) 島保『刑事政策学大綱』111四頁。
(7) 島・前掲、111四頁、111五頁。
(8) 小野清一郎『季節ニヨル犯罪ノ増減ニ就テ』法協・四二巻二六〇頁以下、三六一頁。なお、山岡万之助『刑事政策学』111

九八頁以下、寺田精一『婦人と犯罪』七四頁以下参照。

- (9) 小野・前掲、三六一頁。
(10) 小野・前掲、三七〇頁。
(11) 小野・前掲、三七〇頁。
(12) 小野・前掲、三七三頁。
(13) 宮内 裕『刑事学』五八頁。
(14) 宮内・前掲、五八頁。
(15) 宮内・前掲、五八頁参照。
(16) フューン現象と犯罪との関係については、花井忠「フューン現象と犯罪」(アルプス地帯を中心として) 国士館大学創立五十年記念論文集、三三五頁以下に詳細である。

- (17) 宮内・前掲『刑事学』六〇頁参照。
(18) 宮内・前掲、六一頁、六二頁。
(19) 宮内・前掲、六一頁、六二頁。
(20) 宮内・前掲、六九頁。
(21) 安平政吉『刑事政策概論』一五四頁、一五五頁。
(22) 安平・前掲、一五五頁。なお、勝水淳行『生活と犯罪』111頁参照。
(23) 吉益脩夫『犯罪学概論』一八一頁。なお、同『犯罪心理学』一八一頁参照。
(24) 前田信一郎『刑事学原論』一七三頁。なお、女性犯罪についての説明として、寺田・『婦人と犯罪』八〇頁以下参照。
(25) 前田・前掲、一七五頁。
(26) Aschaffenburg, Das Verbrechen und Seine Bekämpfung, 3. Aufl., 1923, S. 15. 翻訳として、高橋正巳訳『犯罪と刑事政策』やの111頁。

- (14) Aschaffenburg, a. a. O., S. 16.
- (15) Aschaffenburg, a. a. O., S. 27. 堀櫻・前掲『犯罪と刑事政策』1115頁。
- (16) Mezger, Kriminalpolitik auf Kriminologischer Grundlage, 1933, S. 141.
- (17) Mezger, a. a. O., S. 142.
- (18) Mezger, a. a. O., S. 142.
- (19) Exner, Kriminologie, 3. Aufl., 1949, S. 56.
- (20) Exner, a, a, O., S. 56.
- (21) Exner, a, a, O., S. 57.
- (22) Exner, a. a. O., S. 57.
- (23) Exner, a. a. O., S. 58.
- (24) Exner, a. a. O., S. 62.
- (25) Sutherland and Cressey, Principles of Criminology, 5th ed., p. 98.
- (26) チャーチル・ヘンリッヒ『犯罪の原因』(刑事学原論一) 平野龍一・所一彦共訳ハ1頁(前掲書六版の邦訳である)。六版
日本語訳書(五版)も既述が異なりレ²。
- (27) Sutherland and Cressey, Principles of Criminology, 5th ed., p. 115.
- (28) 小川太郎『刑事政策論講義』(第1次重)ヤ国貞。
- (29) ハマ道一「犯罪と個人的要因」社会原因論(法政研究)1巻1号~10回~10回。たゞ、Liszt, Strafrechtliche
Aufsätze und Vorträge, 2B. S. 437; Boniger, Criminality and Economic Conditions. Translated by H. P.
Horton. p.112.
- (30) 植務総合研究所『わが國における犯罪とその对策』(昭和11五年犯罪叢書) 77頁。たゞ、植松正『犯行の心理』四八頁
四九頁参照。

II 刑事学における風土性と歴史性

人間は、主観的意思に關係なく、その土地の自然的環境に囲繞されてゐる。この自然的環境の個々の要素すなむれ天候・氣候・土地・風景とりわけ氣候の変化がともに文化・經濟・慣習等におよぼす影響が大であることは当然といふ。これが人間の行動としての犯罪に対する影響も同様であるが、と考える立場が、従来の刑事学上の課題であつたことは、前段で論じた通りである。しかも、これいの諸説は、影響が間接的であり、他の条件と競合するとなすかないしが拒否的ところ紹論を導いている点に着目すべきである。私よりの方法論が齎した成果を、これまでも否定し去るのではない。なぜなら、自然的環境は、物理的世界ではなくして、歴史性を有した風土であると解すべきこと後述の如くであるが、その物理的性質はこれを無視し得ないからである。

しかし、自然的環境が、解析された個々の要素として論ぜられることに對しては、これが唯一の方法であるかに疑問をもつ。まだ、單に外的なものと云ふ規定が根本的にはあり得ないのではないか。よし、それが外的なものと規定しつぶとしむか、外的なものに對立する内的なものは何かが、問われねばならないとも考へる。

おそらく古典的な刑事学が、自然科学的思考の影響をうけて、それを基礎として対象への接近を試みたが故に、その方法をそのまま踏襲したがためでもあらうが、従来の考察方法では、論者も認める如く具体的な社会的存在から遊離した犯罪現象の抽象的な把握に終始してしまふのではなかろうか。

私は、本節でさらに論をすすめる。ある土地の天候、気候（氣象）、土地（地質・地味・地形）、風景（景觀）を、風土なる概念のもとに統一して考察することにより、犯罪原因の究明に新しい視座からの解明がなされるのではないかといふ仮説をたて、ここから犯罪原因の究明のための方法を考えることとしよう。

風土と人間との基本的な関係について、考察をしたのは和辻博士であった。博士は『風土の現象について最もしばしば行なわれている誤解は』『自然環境と人間との間に影響を考える立場であるが、それはすでに具体的な風土の現象から人間存在あるいは歴史の契機を洗い去り、それを単なる自然環境として観照する立場に移しているのである』^(二)とし、人間は単に風土に規定されるのみでない。逆に人間が風土に働きかけてそれを変化する、などと説かれるのは、皆この立場にほかならない。それはまだ真に風土の現象をみていないのである、とされたのである。

そして、博士は、独自の風土論を展開されたのである。この説くところは刑事学上の風土を考察するにあたっても示唆に富むものを含む。博士はまずいう『我々が寒さを感じるという事は、何人にも明白な疑いのない事実である』^(三)とされ、寒さとは、何かを思考する。いわく『一定の温度の空気が、すなわち物理的客觀としての寒気が、我々の肉体に存する感覺機官を刺激し、そうして心理的主觀としての我々がそれを一定の心理状態として経験することなのであるうか。もしそうであるならば、その「寒気」も「我々」もそれ単独に、それ自身において存立し、その寒気が外から我々に迫り来ることによつて初めて「我々が寒さを感じる」という志向的関係が生ずることになる。従つて寒気の我々に対する影響なるものが当然考えられてよい』^(四)と。この認識方法が、明白に意識されているのではないが現在までの刑事学が抛つて立つ風土觀であると解することができよう。

しかしながら、寒さを感じる以前に寒気という如き独立の有を知ることは不可能であり、寒さを感じることにおいて寒気を見い出すのである。しかもその寒気が外にあってわれわれに影響を与えると考えるのは、志向的関係についての誤解にはかならないとし、カント以後に到達した認識論に対して『関係の成立する以前にすでに對立せる二つのもの、即ち『「我」と「もの』』とが如何にして見出されるであろうか。それは不可能である^(五)と批判して、次のように解するのである。いわく『私は必ず「もの」への志向的関係を持つ我であり、「もの」は必ずこの関係に於て見出されるものである。我とものとはこの関係に先立つではない。関係が先である。従つて志向性の地盤に於て初めて志向する者と志向せられた物、従つて主觀と客觀とが別れてくる。かく見ることは、「もの」を志向せられたものとして主觀化するやうにも解せられるが、しかしそうではない、志向せられるということは主觀の内にあることではない。志向せられた「もの」は主觀に対立する対象としてあくまでも主觀の外にある。しかも主觀の外にあるものが主觀とのかかはりに於てでなければ見出されない。そこで「もの」が志向せられたものである限り、客觀は主觀的である、「我」がただものへの志向に於てのみある限り、主觀は客觀的である。主觀と客觀との截然たる対立関係は用いることが出来ない。両者の根抵をなすものは志向性であり、更に志向性を可能ならしめるものは人の存在である』^(六)と。

この認識論を、気候の一環である寒気とわれわれの関係について妥当せしめてみると次の如くである。『我々が寒さを感じるとき、我々は寒さの「感覺」を感じるではなく直接に「外気の冷たさ」あるいは「寒氣」を感じるのである。すなわち志向的体験において「感ぜられたるもの」としての寒さは、「主觀的なもの」ではなくして「客觀的なもの」なのである。だから寒さを感じるという志向的な「かかわり」そのものが、すでに外気の寒冷にかかわって

いると言つてよい。超越的有としての寒氣という」ときものは、この志向性において初めて成り立つ。従つて寒さの感じが外氣の寒冷といかにして関係するかということ問題は、本来存しないのである^(六)』とし、『寒さを感じるとき、我々自身はすでに外氣の寒冷のもとに宿つてゐる。我々自身が寒さにかかわることは、我々自身が寒さの中へ出でて、いるということにほかならぬのである』^(七)『だから最も根源的に「外に在る」ものは、寒氣という」とき「もの」の「対象」ではなくして、我々自身である^(八)』と。

そして、『我々は同じ寒さを共同に感ずる』故に、『「外に出る」という構造も、寒氣という」とき「「もの」」の中に出るよりも先に、すでに他の我れの中に出るということにおいて存している。これは、志向的関係ではなくして、「問題」である。だから寒さにおいて己れを見い出すのは、根源的には間柄としての我々なのである^(九)』とされる。右で考察の対象とした寒さなるものは、気象的現象の系列全体としての気候の中の一環にすぎない。他の現象についても同様に考え得る。そして、気候を構成する系列そのものは不可分である。それのみか、気候も単独に体験せられるのではない点に注意せねばならない。気候は、ある土地の地質、地味、地形（土地）、風景（景観）などとの連関においてのみ体験せられるのである。ここにおいて、風土としてこれらを統一的な概念の下に考察する必要性が存するのである。

さらに、風土における自己了解は、気候を感じる主觀としての我を理解することではなく、気候との関連において、気候に対する様々な手段に個人的・社会的に入り込んで行くことであり、風土において我々自身をみ、その自己了解において、我々自身の自由なる形成にむかうのである^(一〇)。

このようにして博士は、ハイデッガーの『有と時間』に啓發されながらも『時間性がかく主体的存在構造として活かされたときに、なぜ同時に空間性が、同じく根源的な存在構造として、活かされて来ないのか』^(一一)という疑問から、彼の空間性の軽視に反発し『ハイデッガーがそこに留まつたのは彼の(Dasein)があくまでも個人に過ぎなかつたからである。彼は人間存在をただ人の存在として捕えた』^(一二)とした。そして、博士は、風土を前述の如くあくまでも『人間の自覺的存在の表現である^(一二)』と把握し、人間を、個人的・社会的なる二重性格を有する存在として、具体的に把握すれば『人間存在の空間的・時間的構造は風土性・歴史性として己れを現わしてくる。時間と空間との相即不離が歴史と風土との相即不離の根柢である。主体的人間の空間的構造にもとづくことなしには一切の社会的構造是不可能であり、社会的存在にもとづくことなしには時間性が歴史性となることはない。歴史性は社会的存在の構造なのである』^(一四)と思考されたのである。

歴史が人間生活の時間的推移を顕現するのに対し、風土は、現時的な空間の領域を有しつつ人間生活と結合している^(一五)。犯罪は、人間的行為の世界に属するものとして、人間生活の所産であり、社会生活の所産でもある。犯罪は、人間生活と別箇の存在ではない。ただ、人間存在の構造が、その時間性（歴史性）・空間性（風土性）として把握される以上、犯罪も亦、同様な構造を有するものとして考察されなければならない。いわば人間生活そしてそこでの犯罪現象は、歴史性と風土性との座標の上に位置し、展開されているといふのである^(一六)。このような意味で、最近なされた『犯（非）行主体の空間的移動、その時間的変化との関連、地域社会自体の歴史的な変化を考慮するとき、地域差はまた、歴史的な変化を問題とする必要がある』^(一七)とする問題提起は、きわめて興味があるのである。また、かつて、

テースが、歴史的研究の方法を規定しつつ、歴史を形成するのに与るものとして人種・環境・時代の三要素を提示した点に注目すべきである。それらのものは内部の弾力、外部からの圧力および既に習得された動力を意味し、歴史の実存的な原因のみならず、運動の可能なるすべての原因を考えたのであり、これは、環境を通じて、歴史性と同時に風土性を認識したと解しうるであろう。

ただ、人間生活と歴史性・風土性との関係を考察するにあたり、風土を統一的な概念で把握したとしても、自然的環境として観照する思考からは、このような主張はなし得ない。けだし、風土を自然現象としてとらえたならば、歴史性の原点はどこにでもとり得る。^(一九)何故なら自然は、運動変化するだけであるから。しかし歴史は、生成するものが同時にわれわれの自由な働きに属する。生成は、行為を含み、それを媒介とする。生成即行為であるところに成立する。この生成は、まさに風土に対する自己了解として思考しうるであろう。さらに、歴史は、直線的でなく、交互関係にありしたがって円環的である。かくして、歴史が、空間的に限定されると考える。^(二〇)

ところで、人間生活の根柢には、常に生物学的条件の存在することは明白であるが、『人間生活の歴史的形態として重要なのは経済と文化である。経済は人間生活の自己形成における物質的一面、文化はその精神的一面である』^(二一)と謂えよう。そして、経済は文化を制約し、文化は経済を制約する。^(二二)しかし、人間生活は、物質的・精神的な一体をなすものであり、物質生活を離れて精神生活はあり得ないし、精神生活と遊離した物質生活は存在しない。人間の生物学的な基礎の上に、右の経済的文化的な営為が展開されると解すべきである。^(二三)

これらの人間的営為の諸様相は、まさに、人間による風土の自己了解であるといふべきであり、風土の有する価値におくことにより克服しうるのであるまい。

従来、わが国においては、犯罪現象の考察は、時間性または空間性のいずれかの視座からなされてきたといえよう。空間性を論じた最初の研究は、小野博士と向山雅義氏の『犯罪の地理的分布に就て』^(二四)である。この研究は、大正二年から同一一年までの一〇年間を、五年毎、二期に分ち、各期について、殺人、傷害、強盗、窃盜、詐欺、恐喝、賭博富籠および猥褻姦淫の七罪の道府県別および地方別十万人に対する比の平均を算出する方法によつて各地の犯罪率を明白ならしめ、これに対し、気候、人口密度、飲酒、その他の角度から原因論的説明を試みたものである。

右の研究の成果を承継して、昭和初期十年までの十年間における犯罪の地理的分布の状態を明らかならしめたのが『犯罪の地理的分布』^(二五)である。本資料は『有罪人員の少い罪は、それが如何に重要なものであつても、数十地域に分割して観察するには数量的に不適当であつて、偶然的要素の混入によつて現象の規則性は看取出来なくなるのである。又有罪人員が多数ある罪でも、過失犯の如きものは、全く外的な機会の増減によつて支配されるもので、犯罪原因論的には大なる興味を惹かないものである』^(二六)とし、数的に少ない罪と過失犯とを除外して、小野・向山研究が対象と

した罪に、横領、放火、通貨・文書・有価証券等偽造の三罪を付加して十罪を考察している。調査の方法は、各年の刑事統計年報に基き、対象とされた十罪について地方裁判所管内別に毎年の人口十万に対する比率を求め、得られた数値の十年分を平均して、各地裁管内別の犯罪率を算出したのである。この資料では、樺太及び沖縄が除外されている。

さらに、高橋正己博士の『犯罪の地理的分布^(二八)』を挙げよう。博士は『犯罪の地理的分布という以上、或る程度において恒久的な安定した状態の存在を予定するものであるが、それと同時に犯罪率の地域差の原因又は条件をなす社会的事情が変化するにつれて、犯罪の分布状態にも変化を生ずることも当然であると認めざるを得ない。而して戦争は凡ゆる社会現象の中で最も強烈な影響を残すものであるから、これによつて犯罪の地理的分布にも相当の変化が齎らされることも予想される』^(二九)とし、今次の戦争と犯罪の地理的分布の関係を、前掲刑事裁判資料四号の示す犯罪率と昭和二四年のそれを比較されたものである。そして『犯罪地理学的研究方法としては、人口密度との関係を研究するもの、農業地、工業地、鉱業地、商業地、漁業地等の生産業態との関係を研究するもの、住民の人種、氣質、定住性、移動率等との関係を調査するもの、地勢や交通の便否、アルコールの飲用度等との関係を調べるもの、湿度、日照度、雨量、降雪量その他の気象的条件との関係を調査するもの等、多種多様の方法が試みられているが、本稿では資料も十分ではないので、唯都道府県別の犯罪率を調査するに止らざるを得なかつた』^(三〇)とされるが、原因論的考察もなされている点に特色を有する。

右の諸研究は、空間性という立場からなされ、風土性まで高められていないというべきであろう。^(三一)しかし、時間性

は、有力な学説により歴史性にまで高められている点に注目すべきである。

「歴史学としての犯罪学」を提唱される小野博士の所説を聴くこととしよう。博士は、まず主張される。いわく『犯罪は複雑なる因縁によって生ずるものである。それにおいて生物学的（人類学的）因子と社会学的（経済的・文化的）因子とが競合しており、なおその両者に対する自然的環境（風土）の影響をも看過してはならない。そのいつれが重要であるかを一概に決定することは出来ない。しかも犯罪は結局において人倫的世界における事象であつて、单なる自然科学的現象ではない』^(三二)と。また、生きた人間の人格と行為とを問題として『眞の意味の人格というものは倫理的・道義的なものでなければならない。それは素質と環境とによって決定されるだけのものではない。具体的な人間として刻々に新しい行為的実践をして行くものである。まさに倫理的な行為の主体である。それは統一性と持続性とをもつが、しかも流動し、生々発展して止まない、自由な或るものである。それは、素質的・環境的な諸要素によって決定されながら、その主体的な存在としての自己決定をもつ』^(三三)『犯罪学はこの倫理的主体としての人格、精神的存在としての人間をその対象とすることを忘れてはならない』^(三四)とされる。そして、『かような立場において見ると、犯罪というものはあくまで倫理的な、そして歴史的な現象である。個々の犯罪にはその具体的な業の因縁がある。その素質的・環境的な要素を分析することは、その科学的認識に役立つが、さような分析的原因論的説明（erklären）だけでは犯罪の認識は完成しない。倫理的な主体の行動としてその道義的意味を了解（verstehen）し、評価（werten）しなければならない。そこに、人間の一回的な行動過程の認識として歴史的な、しかも精神科学的了解と文化科学的の価値関係とを含む犯罪の認識が成り立つ。この態度は、具体的な事例の観察においても、又国民社会の犯罪現象全体を

三 刑事学における風土性と歴史性

一四一

観察する場合においても、おなじく守られなければならない』⁽ⁱⁱⁱ⁾と主張されたのであった。さらに『従来犯罪統計は主として原因的要素の分析による、一般的な犯罪原因論の方法として用いられた。私は必ずしもその方法を否定しない。しかし、私はむしろ犯罪統計というものを国民社会における倫理的・歴史的な行為事實そのものの指標として見るものである』^(iv)として、さらに、語をつづけて主張される。いわく『犯罪統計を手がかりとして一定の時期における國民の精神生活そのものを観察するのである。それは勿論複雑な因果過程（因縁）である。それは統計そのものだけによつて知ることはできない。統計は解釈（deuten）されなければならない。それは經濟的物質的および文化的精神的な兩面から統計的数字の社会的・歴史的な意味を見出すことである。我々はそれによつてさらに社会的・歴史的な認識そのものを拡充することになるのである。』^(v)のような方法を私は仮りに「歴史学的方法」と呼ぼうとおもう。「歴史学としての犯罪学」、私はそういうものが少くとも一つの犯罪学として成り立つとおもうのである』^(vi)と。

しかしながら、小野博士の「歴史学としての犯罪学」は、必ずしも、その歴史性のみを強調したものでない点に留意すべきである。風土なるものを、博士はそこで、刑事学上明白に統一概念として把握され、詳細に究明されているのではないか、素質と環境について風土の影響を認容される限りでは、少なくとも歴史性に限定されることなく、空間性をも併考しつゝ博士独自の刑事学の展開が既になされているのである。

- (一) 和辻哲郎『風土』（人間学的考察）一四頁。
- (二) 和辻・前掲、八頁。
- (三) 和辻・前掲、八頁。
- (四) 和辻哲郎『人間の学としての倫理学』一八六頁。

- (五) 和辻・前掲、一八六頁。
- (六) 和辻・前掲『風土』九頁。
- (七) 和辻・前掲、九頁。
- (八) 和辻・前掲、一〇頁。
- (九) 和辻・前掲、一〇頁。なお、共同志向については『人間の学としての倫理学』一八九頁以下参照。
- (一〇) 和辻・前掲、一一頁参照。
- (一一) 和辻・前掲、序言一頁。なお、アンセルモ・マタイス「和辻倫理学的印象とその問題点」倫理学年報第十一集一八三頁以下参照。
- (一二) 和辻・前掲、二頁。
- (一三) 和辻・前掲、二二頁。人間については同『人間の学としての倫理学』一七五頁以下。なお、和辻哲郎『人格と人類性』九七頁以下参照。温度や湿度などの肉体及び精神活動におよぼす影響を考えるとき、それは、風土とはいいうものの実は氣候にすぎない。氣候以上の豊富な内容をもつた風土を考えるならば、そこに生存している主体は、単に自然的肉体としてとらえられた生物的人間ではなく、より具体的な全体的人間でなければなるまい（高山岩男『文化類型学研究』一五〇頁参照）。和辻説に対する批判として、小松堅太郎『民族と文化』一六八頁、一六九頁。フェーヴル『大地と人類の進化』上巻・飯塚浩一訳五四頁、なお八五頁以下参照。飯塚浩一『人文地理学』二五六頁、二五九頁、同『日本の精神的風土』八七頁参照。さらには、篠原一「現代における保守感情の諸形態」世界（昭和四一年五月号）四三頁以下参照。
- (一四) 和辻・前掲『風土』一五頁、一六頁。なお、同『倫理学』下巻九一頁参照。山田洸『和辻哲郎と空の弁証法』倫理学年報第十四集一九四頁以下をも参照。これに対して所謂史觀の形態を具備していないと批判するは小松・前掲、一七六頁。
- (一五) 歴史が人間の生活と関係しなければならないとし、そこに『歴史は主觀と客觀とを必要とする』と説くは、田辺元『歴史的現実』三五頁。
- (一六) 長谷章久『日本文学と風土』二八頁、田辺・前掲『歴史的現実』六二頁以下参照。

(14) 繩口幸吉「犯罪の地域差」—第十五回矯正医学会総合テーマ講演より—刑政八〇卷1号111頁。

(15) H. Taine, *Histoire de la littérature anglaise*. 丸山誠次訳『文化と風土』(昭和一四年)一一五頁以下。とくに二二五頁

「トおふる國」二頁参照。テームのじら環境には風土、政治的事情、社会的状態をもくわのである。なお、長谷・前掲『日本

文学と風土』一一一頁参照。

(16) 田辺・前掲『歴史的現実』一〇頁参照。また、温度、湿度や季節などの気候が影響を与えるものとして、生物的肉体的に把握された主体は、歴史的な文化の形成主体とはいえないものである(高山岩男『文化類型学研究』一四八頁参照)。

(17) 田辺・前掲、三四頁。なお四七頁参照。

(18) 小野清一郎『本邦犯罪現象の認識』—犯罪学的研究一一八頁。ヒクスナーは、『気候、土地及び風景はある国民の生活の當為全般、その文化と経済、風俗、習慣を制約する』といふ(Exner, *Kriminologie*, 3. Aufl., 1949, S. 55.)。なお、中村光夫『歴史と風土』七頁参照。

(19) 小野・前掲、四七頁。小野清一郎『日本法理の自覺的展開』四四頁以下参照。

(20) 小野・『本邦犯罪現象の認識』四七頁。なお、文化と風土との関連については、高山岩男『文化類型学』一頁以下、とくに、一三一頁以下参照。

(21) 繩口幸吉・前掲、刑政八〇卷1号、二二九頁。

(22) 法学志林二八卷五号五一頁以下、五五頁、法学志林一八卷七号三三四頁以下、三八頁参照。

(23) 最高裁判所事務局刑事部・刑事裁判資料四号(昭和一三年)。なお、昭和一一年から一五年までの五年間に關して同様の考察をなしたものとして、最高裁刑事局第三課『犯罪の地理的分布について』法曹時報一卷四号四八頁以下参照。

(24) 最高裁判所・刑事裁判資料四号、一頁。

(25) 『本邦戦時・戦後の犯罪現象(第一編)』刑事裁判資料九二号所載、八七頁以下。

(26) 前掲・刑事裁判資料九二号、八八頁。

(27) 前掲・刑事裁判資料九二号、八九頁、九〇頁。

- (28) 文献として、藤木英雄「最近の犯罪現象」ジュリスト一八〇号五八頁以下、福富寿光・清水喜作「青森県における少年非行の地域的差異について」、櫛田利彦「宮城県における非行少年の動向」、佐藤一男「東北南部の暴力グループと構成メンバーの特性についての一考察」、中島武一・滝本博明「常盤地方における鑑別所入所少年の非行発生類型とその背景となる地域的特性について」(仙台矯正科学研究会論文集Ⅱ所載)、高桑益行・田中八三郎「東北地方における親族殺人受刑者の研究」清水・福富「青森県における少年非行の地域的特性に関する研究」、鎧尾・根本「秋田県における最近の社会経済的変動と農村出身者の非行」(前掲論文集Ⅲ所載)、根本茂外「社会的変動と農村非行少年の生活意識」、滝本博明「常盤地方の社会的変動と少年非行の動向」、大橋英寿「非行の地域差に関する社会心理学的研究」(前掲論文集Ⅳ所載)、浅野五郎「山形県下における少年非行の発達経過の変化とその分析について」犯罪心理学研究一卷。なお、古くは『朝鮮の犯罪と環境』朝鮮総督府・調査資料第二三輯、植松正『民族と犯罪』一三七頁以下、「台灣在留諸民族の犯罪性」参照。
- (29) 小野清一郎『本邦犯罪現象の認識』二五頁。同『刑罰の本質について・その他』九〇頁以下、とくに九三頁参照。
- (30) 小野清一郎『本邦戦時・戦後の犯罪現象(第一編)』刑事裁判資料九二号四頁、五頁。なお、同博士『刑罰の本質について・その他』九四頁参照。
- (31) 小野・前掲、『本邦戦時・戦後の犯罪現象(第一編)』刑事裁判資料九二号五頁。
- (32) 小野・前掲。
- (33) 小野・前掲。

四 結

風土は、それが可視的であれ、潜在的であれ、生物学的因素と社会学的因素に影響を与えるという意味では、まさ

に刑事学の基礎概念でなければならない。もつとも生物学的因子は、恒常不变であり風土との関連性は間接的であるが、社会学的因子と風土との関係はきわめて密接である。

また、風土の刑事学的意義を究明し、それを刑事学の基底におくことにより、犯罪原因を、歴史性と風土性との相即相入の関連で把握することが可能となることも既に論じたところである。これは、とりもなおさず、犯罪現象本来の地盤である風土的・歴史的に當為される国民生活を正確に分析することに外ならず、国民生活のあらゆる観点から犯罪原因が探究されることとなる。のみならず、年々生起する犯罪現象の量的・質的両面を追求するにあたり、犯罪現象に表現された時間的な変動を超えた特質を、空間的な特質に接近せしめることが可能になるとも考える。^(一) 国民性または民族性と犯罪との問題がそれである。

ここで、国民性とは、きわめて多義的な概念であるが、これを二に分ちうる。第一は、風土に規定された生活様式あるいはその中における生活の方法を意味する。これが、歴史的に伝播されたものが「文化」であると規定してもよい。自然的環境の各要素が、犯罪に対して間接的影響を有するにすぎない^(二) とし、他の条件との競合を認める従来の多くの学説は、その説述するところ、実は、この意義での国民性との関連を結果的には指摘したものに外ならないといえよう。このような意味から従来の学説とても、風土の有する刑事学的意義を看過し得なかつたはずである。第二は、国民あるいは民族の有する性格という意味での国民性である。

この国民の有する性格としての国民性について、わが国は、風土的にはモンスーン地域に属し、この風土は暑熱と湿氣との結合をその特色とするとされた上で、わが国民が受容的・忍従的特性を有すると規定し、わが国民性の特質

を詳細に解説されたのは、和辻博士であつた。^(三) また、青柳教授は、刑法学の立場から日本の『国民性として特に考えてみたいのは環境からの影響を受けることが大きいこと、人的関係の重視、激情である』^(四) とされ、欧米諸国民の動物性に対して植物性、論理性に対して情緒性という国民性の対比を試みられた。また、さらに、わが国の犯罪現象を実証的に考察された小野博士が、人格犯罪につき『殺人、傷害の如き暴力犯の比較的多いのは、日本人の性格の一面たる興奮性、攻撃性を表現する』^(五) とされ、また、財産犯罪に着目されて『竊盜・詐欺の如き財産犯の少ないことは、我が国民性における廉直、正直を反映する』^(六) と結語されたのは、わが国民性と犯罪との関係を刑事学の立場から喝破された卓見といわねばならない。

国民性をさらに細分化した考察方法により、わが国の方別に、その地方の風土と犯罪現象の関係を指摘した研究が若干存するが、けだし妥当な考察方法であるといふべきであろう。日本の風土における人間當為の空間は、等質的な空間ではなく、それぞれ異なった空間を有する異質なものとして存在するからである。

風土の刑事学的意義を追求するときに、国民性と犯罪の解説と同時に現在までに到達した成果とは別箇の角度から、犯罪現象の認識と犯罪原因の解説がなされると考える。とくに、社会的環境（人倫的環境）すなわち家庭・学校・職場・地域社会そして国家は、日本の風土の上に重疊的に展開しているからである。^(七)

(一) 長谷川久『日本文学と風土』四頁参照。なお、藤木教授は『気候・風土は、住民に継続的な影響を与え、国民性、住民の氣風の重要な形成要因となる』と説かれる（刑事政策・八〇頁）。また、国民性については、長谷川如是閑『日本の性格』（昭和一三年）三頁以下。

(二) 和辻哲郎『風土』（人間学的考察）二五頁以下、同『倫理学』下巻一七三頁以下。なお、日本の風土と国民性につき、長

谷川・前掲、一一八頁、一一九頁。高山岩男『文化類型學』一二二頁以下、同『文化類型學研究』一九一頁以下参照。また、直觀性、自然に対する親近性、内向性として国民性を規定するのは、岸本英夫『日本文化の問題』現代社会心理学(六)文化の心理所載二三五頁。さらには、石田英一郎『東西抄』三四頁、芳賀矢一『国民性十論』(明治四〇年)四九頁以下、七六頁以下、一二一頁以下参照。

(三) 青柳文雄『犯罪とわが国民性』四三頁注一。

(四) 青柳・前掲、四頁。

(五) 小野清一郎『本邦犯罪現象の認識』—犯罪学的研究—五一頁。

(六) 文献として、小森庚子『東北地方に於ける風土と犯罪の特殊傾向に就いて』司法研究報告書二四輯一五号、飯塚敏夫「犯罪に現わたる信州氣質の一面」法津学研究二八卷八号一一三頁以下、雨村信七「地方的特色犯罪に対する考察」刑政五〇卷八号三一頁以下(鹿児島県における尊属親に対する犯罪の研究である)、不二井伏雷「秋田県下に於ける放火犯罪」教誨研究一三卷一、二、三号とくに二号一七頁以下、真田壯士郎「泉州地帶の強姦事件—その地域的背景—」家裁月報二〇卷二一号。

(七) 小野清一郎『刑罰の本質について・その他』九四頁、九五頁参照。なお和辻・前掲『風土』一二三頁をも参照。

(四四・八・一〇稿)